

大阪市立南小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いに認め合い、共に支え合う仲間づくりを進める」ために「大阪市立南小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。

いじめにかかわっては、未然防止を最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組みについて
 - ・学習指導や生活指導において、常にいじめを絶対に許さない、少しのいじめも見逃さないという姿勢で指導を行う。
- ② 未然防止・早期発見のための取り組みについて
 - ・学習指導や道徳、総合の時間などを使って、未然防止や早期発見につながる指導を行う。また、いじめに関するアンケートを行い、その内容を聞き取り、取り組みに活かす。
- ③ 家庭・地域との連携について
 - ・日頃から家庭との連絡を密にし、変化を捉え指導に活かす。
 - ・地域からの情報も聞き、指導に活かす。

3. いじめの未然防止についての取組

＜「教育的予防」を中心にした、基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。「教育的予防」を中心にした健全な人間関係を集団の中で形成していくことに重点を置く。

(1) 授業改善について

- ① すべての教科や特別活動においても話し合い活動の場面を重視するなど、言語活動の充実を図るようにする。特に児童会活動を有効に活用する。
- ② 自分で調べたことをまとめて文章に書いたり、自分の意見を整理して話を組み立てたりして、意識して発表する活動等を意図的に増やす。
- ③ ICTを活用することにより、児童の関心・意欲を高め、主体的な学びにつなげてきている。また、児童が教え合い、学び合う「協同学習」を取り入れ実践していく環境を整える。

(2) 自己肯定感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① たてわり班活動を中心に、一人一人が活躍できる活動を工夫し、取り組む。
 - ② 各教職員が児童一人一人の良いところを見つけ、児童をほめる機会と指導の充実を図る。
 - ③ キャリア教育で他学年や幼稚園児と関わりをもち、地域や専門家の人たちとのつながりをもつ取組を行う。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 道徳や学級活動において、命の大切さや互いを思いやることの大切さについて取り組む
 - ② 総合の時間を活用し、メールやホームページなどに関して情報モラルについて取り組む
 - ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識できるような指導を行う。
 - ④ 「学校安心ルール」を活用して、規範意識を醸成する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 年3回のアンケート調査を実施し、実態把握に努める。
- ② 日頃から、児童の話や様子を記録し、ささいな変化を捉える。
- ③ 気になる児童については、生活指導部会や生活指導交流会を通じて全教職員が共通理解をする。
- ④ 外部機関との連携を常に図る。
 - ・南警察署、難波少年サポートセンター
 - ・こども相談センター／区役所保健福祉センター 子育て支援室・家庭児童相談室
 - ・中央区役所こどもサポートネット（推進員・SSW）
 - ・南こども教室

⑤児童に、相談窓口の周知を図る

全国共通のSOSダイヤルやチャイルドライン、法務局、大阪市こども相談センター、SNS相談等、様々な相談窓口を児童に確実に周知し、早期発見に努める。

おおさかし じどうせいと そうだんまどぐち そうだん
大阪市 児童生徒のための相談窓口（SNS相談）

あいでい ゆうあーるえる
ID: @371zwpwu URL: <https://lin.ee/dnVbfM7>

じげん
2次元コード




いじめSOS通報	メールアドレス： gaibutsuuhou@yodo-law.com FAX：06-6223-5170	
【全国共通】 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう)	一部のIP電話からはつながりません。
【大阪市子ども相談センター】 子ども専用電話教育相談 保護者専用電話教育相談	06-4301-3140 06-4301-3141	月～金曜 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始は除く)
【大阪法務局】 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始は除く) 一部のIP電話からはつながりません。
【大阪弁護士会】 子どもの人権110番！	06-6364-6251	水曜 午後3時～午後5時 第2木曜 午後6時～午後8時 (祝日・年末年始は除く)
【全国共通】 チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 午後4時～午後9時 (祝日・年末年始は除く)
【子ども情報研究センター】 子ども家庭相談室 電話相談	子ども用0120-928-704 保護者用06-4394-8754	月・火・木曜 午前10時～午後8時 (祝日は除く)

⑥ 1人1台学習者用端末のスクールライフノートにおける相談機能を活用して、早期発見に努める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめを発見したり、聞いたり場合は担当の学年に連絡し、学年で確認し、管理職に報告をする。
- ② 把握した問題は、全教職員に知らせ、問題解決に向けて取り組む。
- ③ 必要に応じて、大阪市版スクールロイヤーや第三者専門家チーム、警察など、本市施策・関係諸機関との連携を図る。
- ④ 家庭・地域との連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 生活指導部会（生活指導部長、各学年生活指導部員）：計画的に実施
- ② いじめ防止委員会（管理職、教務主任・生活指導部長・人権教育主任・生活指導部員、担当学年、養護教諭）

③ 役割

- ・いじめ防止委員会は、校長を長とし、校長の権限・責任のもとにいじめに関するすべての取組・対応にかかる中心的な役割を担う。
- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

※児童の日常的な状況の把握を生活指導部会、定例のいじめ防止委員会で行い、緊急会議は適時的に行う。

【年間計画】

いじめ防止委員会 年 11 回

- 4月 学校教育目標、指導方針、指導計画の確認及び共通理解
- 5月 情報共有 学校評価のための児童アンケート
- 6月 情報共有 いじめアンケート及び集約、対応
- 7月 情報共有 相談窓口の再周知
- 9月 情報共有 学校評価のための児童アンケート
- 10月 情報共有
- 11月 情報共有
- 12月 情報共有 いじめアンケート及び集約、対応、相談窓口の再周知
- 1月 情報共有
- 2月 情報共有 学校評価のための児童アンケート、いじめアンケート及び集約、対応
- 3月 情報共有 本年度まとめ 課題整理 相談窓口の再周知

【調査等】

- ①児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・12月・2月）
- ②教育相談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査
懇談会時 年2回（7月・12月）
- ③児童からの聞き取り調査 児童アンケート実施時の聞き取り
- ④1人1台学習者用端末のスクールライフノートにおける相談機能を活用しての把握

【研修会】

- ・人権教育実践研修会（2月）
- ・生活指導交流会（毎月） 職員会議の前
- (2) 保護者や地域・関連機関との連携
 - ① 学校協議会には、「いじめ」についての報告を行う。
 - ② 学校だよりにより、情報の発信や啓発を行う。
- (3) 取組内容
 - ① 児童アンケートから、いじめの解決に向けて 100%取り組んでいるかを検証する。
 - ② 児童アンケートからや保護者の聞き取りからいじめの未然防止や再発防止ができているかを検証する。

7. 重大事案への対処

- ① 重大事案の内容と初動
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等
があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 調査委員会（メンバー）を立ち上げ、事実関係を把握し、被害児童及びその保護者に適切な情報提供を行う。
学校の対応について、教育委員会へ報告を行う。

学校の対応については、窓口は管理職とし一本化する。

③ 対応状況に応じ、教育委員会に常設化された第三者委員会の指示に従う。

●いじめ発見の際の流れ

